

第2回四国中央市総合教育会議における協議概要（H27.7.31）

総合教育会議の招集について

本市中学校のいじめ事件に対し、学校、教育委員会において迅速な対応をとってきたが、残念ながら逮捕者が出る事態となり、市民も大きな衝撃を受けている。

子どもたちが安全安心な環境の下で学校生活を送れるように、市と教育委員会が協調して、いじめ根絶をめざした取組を進めていくために本会議を緊急に開催した。

協議事項について

1．いじめ事件の概要と今後の対応について

(1) いじめ事件の概要について

(2) 今後の対応について

被害生徒、加害生徒に対するカウンセリングと補充学習の継続

全生徒を対象にしたカウンセリングの実施

当該学級(学年)に、生活支援や学習支援、教育相談に当たる教育支援員の配置

被害生徒の学級復帰に向けた支援

2．市内の学校における対応と取組について

(1) いじめの早期発見の手だての見直しと教育相談の充実について

現在行なっているアンケート等の見直し

全員の教育相談(学期に1回)、カウンセリングの充実

アンケートや教育相談に出てきたものを市全体で共有化

(2) 児童生徒、保護者、学校が連携して進める主体的な取組

「いじめストップ愛顔の子ども会議」の開催

・子どもたちが自分たちにできることを考える主体的な取組

市PTA联合会を中心とした保護者の主体的な取組

学習、啓発用資料による研修の充実

(3) 各校の「学校いじめ対策基本方針」を見直しと事例研修

3．いじめ根絶に向けた取組について

四国中央市いじめ防止対策推進法施行条例を制定し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(1) 四国中央市いじめ防止基本方針の策定

(2) 四国中央市の子どもを育てる市民会議による市民意識の醸成

・「宇摩の子の誓い」「青少年健全育成講演会」などによる普及啓発

(3) 附属機関の設置

・四国中央市いじめ防止対策委員会

・四国中央市いじめ問題再調査委員会